八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）		
八四七六・二一	飲料の自動販売機		
八四七六・二二	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二九号から第八四七六・八九号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四七六・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号、第八四七六・八一号又は第八四七六・八九号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四七六・八一	その他の自動販売機		
八四七六・八九	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号、第八四七六・二九号、第八四七六・八一号又は第八四七六・八九号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四七六・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号から第八四七六・八一号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四七七・一〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
八四七七・一〇	射出成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・二〇	押出成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・三〇	吹込み成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の機械（成形用機械に限る。）		
八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七七・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七八・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・五〇	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	旅客搭乗橋		
八四七九・七一	空港において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の機械類		
八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・八二	混合用、捏和（ねっか）用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七九・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含む。）、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八二	玉軸受及びころ軸受	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八四八二・八〇一号から第八四八二・八〇一号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	